

亀山市告示第210号

亀山市福祉移送サービス事業実施要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年12月28日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市福祉移送サービス事業実施要綱等の一部を改正する告示

(亀山市福祉移送サービス事業実施要綱の一部改正)

第1条 亀山市福祉移送サービス事業実施要綱(平成17年亀山市告示第9号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削り、「利用者との続柄」を「利用者との続柄」に改める。

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」

(亀山市一人親家庭児童高等学校等通学費援護金支給に関する要綱の一部改正)

第2条 亀山市一人親家庭児童高等学校等通学費援護金支給に関する要綱(平成17年亀山市告示第14号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「氏名印」を「氏名」に改める。

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」

様式第3号中「養育者氏名㊟」を「養育者氏名」に改める。

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」

(亀山市緊急通報システム事業実施要綱の一部改正)

第3条 亀山市緊急通報システム事業実施要綱(平成17年亀山市告示第17号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第4号中

「氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_」を

「氏名 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_」に改める。

※申請者が署名しない場合は、記名押印してください。」

様式第5号中「印」を削る。

(亀山市家族介護慰労金支給事業実施要綱の一部改正)

第4条 亀山市家族介護慰労金支給事業実施要綱(平成17年亀山市告示第18号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「氏名 \_\_\_\_\_ ㊟」を「氏名 \_\_\_\_\_」に、

「 \_\_\_\_\_ 被介護者との関係 \_\_\_\_\_」を

「 \_\_\_\_\_ 被介護者との関係 \_\_\_\_\_」に改める。  
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」

(亀山市身体障害者自動車改造助成事業実施要綱の一部改正)

第5条 亀山市身体障害者自動車改造助成事業実施要綱(平成17年亀山市告示第26号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ ㊟」を

「 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_」に改める。

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」

(亀山市身体障害者自動車操作訓練事業実施要綱の一部改正)

第6条 亀山市身体障害者自動車操作訓練助成事業実施要綱(平成17年亀山市告示第27号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ ㊟」を

「 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_」に改める。

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」

(亀山市成年後見制度利用助成事業実施要綱の一部改正)

第7条 亀山市成年後見制度利用助成事業実施要綱(平成17年亀山市告示第28号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ ㊟」を

「 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_」に改める。

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」

( 亀山市国民健康保険一日人間ドック事業実施要綱の一部改正)

第 8 条 亀山市国民健康保険一日人間ドック事業実施要綱 (平成 17 年亀山市告示第 36 号) の一部を次のように改正する。

別記様式中

住 所	亀山市
氏 名	印

を

住 所	亀山市
氏 名	
	※本人が署名しない場合は、記名押印してください。

に改める。

( 亀山市国民健康保険脳ドック事業実施要綱の一部改正)

第 9 条 亀山市国民健康保険脳ドック事業実施要綱 (平成 17 年亀山市告示第 38 号) の一部を次のように改正する。

別記様式中

住 所	亀山市
氏 名	印

を

住 所	亀山市
氏 名	
	※本人が署名しない場合は、記名押印してください。

に改める。

( 亀山市肺炎球菌予防接種費用助成金交付要綱の一部改正)

第 10 条 亀山市肺炎球菌予防接種費用助成金交付要綱 (平成 17 年亀山市告示第 40 号) の一部を次のように改正する。

様式第 1 号及び様式第 2 号中「氏 名 ⑩」を  
「氏 名 ⑩」に改める。  
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」

( 亀山市犬猫の避妊等手術費助成金交付要綱の一部改正)

第 11 条 亀山市犬猫の避妊等手術費助成金交付要綱 (平成 17 年

亀山市告示第41号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「氏名 ⑩」を

「氏名 ⑪」に改める。

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」

(亀山市資源物集団回収活動報奨金等交付要綱の一部改正)

第12条 亀山市資源物集団回収活動報奨金等交付要綱(平成17年亀山市告示第43号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号から様式第5号までの規定中

「氏名 ⑩」を

「氏名 ⑪」に改める。

※本人(代表者)が署名しない場合は、記名押印してください。」

(亀山市浄化槽整備事業補助金交付要綱の一部改正)

第13条 亀山市浄化槽整備事業補助金交付要綱(平成17年亀山市告示第45号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「住所.....

申請者

氏名.....⑩ を  
(名称又は代表者名) 」

「申請者 住所(所在地).....

氏名(名称及び代表者名)..... に、  
」

「(電話番号.....) 」を

「(電話番号.....) 」

※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、 に改める。

本人(代表者)が署名しない場合は、記名押印してください。」

様式第3号、様式第6号、様式第7号中及び様式第9号中

「住所.....

申請者

氏名.....⑩ を  
(名称又は代表者名) 」

「申請者 住所.....

氏名..... に、  
」

「（電話番号 ）」を  
「（電話番号 ） に改める。  
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」

（亀山市自治会が設置する防犯灯施設に対する設置費等補助金交付要綱の一部改正）

第14条 亀山市自治会が設置する防犯灯施設に対する設置費等補助金交付要綱（平成17年亀山市告示第48号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「氏名 ㊟」を  
「氏名 に改める。  
※署名しない場合は、記名押印してください。」

様式第2号中「氏名 印」を  
「氏名 に改める。  
※署名しない場合は、記名押印してください。」

様式第3号及び様式第4号中「氏名 ㊟」を  
「氏名 に改める。  
※署名しない場合は、記名押印してください。」

（亀山市開発行為審査要綱の一部改正）

第15条 亀山市開発行為審査要綱（平成17年亀山市告示第62号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号までの規定中

「住所  
氏名 ㊟ 「住所又は所在地  
電話 氏名又は名称  
住所 を 電話  
氏名 住所又は所在地  
電話 氏名又は名称  
〔法人にあつては、事務所又は事業所  
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕」

に改める。

様式第6号、様式第8号及び様式第11号中「住所」を「住

所又は所在地」に、「氏名 ㊟」を「氏名又は名称」に改め、  
「

{	法人にあっては、事務所又は	}	を削る。
	事業所の所在地、名称及び代		
	表者の氏名		

」

(亀山市水洗便所等改造資金助成金交付要綱の一部改正)

第16条 亀山市水洗便所等改造資金助成金交付要綱(平成17年  
亀山市告示第63号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「住所  
申請者 氏名 ㊟ を  
電話」  
「申請者 住所(所在地).....  
氏名(名称及び代表者名).....  
(電話番号) に改める。

※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、  
本人(代表者)が署名しない場合は、記名押印してください。」

様式第3号中

「住所  
申請者 氏名 ㊟ を  
電話」  
「申請者 住所.....  
氏名..... に、  
(電話番号)」

「工事店名 ㊟」を

「工事店名  
※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、 に改める。  
本人(代表者)が署名しない場合は、記名押印してください。」

(亀山市公共下水道処理区域外からの接続に関する要綱の一部改正)

第17条 亀山市公共下水道処理区域外からの接続に関する要綱(平成17年  
亀山市告示第65号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号及び様式第9号中

「住所  
申請者 氏名 ㊟」を

「申請者 住所（所在地）..... に、  
氏名（名称及び代表者名）.....」  
「  
〔法人にあつては、事務又は事務所の所在地、〕  
名称及び代表者の氏名.....」を  
「※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、  
本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。」に改める。

（亀山市木造住宅耐震診断等事業実施要綱の一部改正）

第18条 亀山市木造住宅耐震診断等事業実施要綱（平成17年亀山市告示第67号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「氏 名 ㊟」を「氏 名」に、  
「電話番号」を  
「電話番号  
※本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印 ㊟に「申請者又は所有者 ㊟」を  
してください。」  
「申請者又は所有者.....  
.....」に改める。  
※本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。」

（亀山市木造住宅耐震補強等事業補助金交付要綱の一部改正）

第19条 亀山市木造住宅耐震補強等事業補助金交付要綱（平成17年亀山市告示第68号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「氏名 ㊟」を「氏名」に、「電話番号」を  
「電話番号  
※本人（代表者）が署名しない場合は、.....に「申請者 ㊟」を  
記名押印してください。」  
「申請者.....  
.....」に改める。  
記名押印してください。」

様式第2号中「申請者 氏 名 ㊟」を  
「申請者 氏 名」に、「電話番号」を  
「電話番号  
※本人（代表者）が署名しない場合は、.....に、「工事監理者等 氏名 ㊟」を  
記名押印してください。」

「工事監理者等 氏名.....  
.....」に改める。  
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」

（住宅団地の汚水管から亀山市公共下水道への接続に関する要綱

の一部改正)

第20条 住宅団地の污水管から亀山市公共下水道への接続に関する要綱（平成17年亀山市告示第73号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「 住所  
申請者 氏名 を  
連絡先 」

「申請者 住所（所在地）  
氏名（名称及び代表者名）  
（電話番号 ） に改める。

※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、  
本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。」

様式第3号中

「 住所  
氏名 ⑩ 」 を

「住所（所在地）  
氏名（名称及び代表者名） に改める。

※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、  
本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。」

（亀山市高齢者等介護用品支給事業実施要綱の一部改正）

第21条 亀山市高齢者等介護用品支給事業実施要綱（平成17年亀山市告示第118号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中「⑩」を削る。

（亀山市自治会集会施設に対する建築等助成金交付要綱の一部改正）

第22条 亀山市自治会集会施設に対する建築等助成金交付要綱（平成17年亀山市告示第126号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「⑩」を削り、「 電話番号」を

「 電話番号 に改める。  
※代表者が署名しない場合は、記名押印してください。」



(亀山市自主防災組織に対する防災資機材支給要綱の一部改正)

第23条 亀山市自主防災組織に対する防災資機材支給要綱(平成17年亀山市告示第149号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「代表者名 ㊟」を

「代表者名 \_\_\_\_\_」に改める。

※署名しない場合は、記名押印してください。」

(亀山市自主防災組織に対する防災資機材購入等補助金交付要綱の一部改正)

第24条 亀山市自主防災組織に対する防災資機材購入等補助金交付要綱(平成17年亀山市告示第150号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「代表者名 ㊟」を

「代表者名 \_\_\_\_\_」に改める。

※署名しない場合は、記名押印してください。」

(亀山市防犯活動被服支給要綱の一部改正)

第25条 亀山市防犯活動被服支給要綱(平成17年亀山市告示第167号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「代表者の氏名 ㊟」を

「代表者の氏名 \_\_\_\_\_」に、「氏名 \_\_\_\_\_ ㊟」を

※署名しない場合は、記名押印してください。」

「氏名 \_\_\_\_\_」に改める。

※署名しない場合は、記名押印してください。」

(亀山市高齢者等日常生活用具給付事業実施要綱の一部改正)

第26条 亀山市高齢者等日常生活用具給付事業実施要綱(平成17年亀山市告示第188号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中 「住所 \_\_\_\_\_」を「住所 \_\_\_\_\_」に改める。  
氏名 \_\_\_\_\_ ㊟ 氏名 \_\_\_\_\_

(亀山市小規模事業資金融資制度保証料補給要綱の一部改正)

第27条 亀山市小規模事業資金融資制度保証料補給要綱(平成17年亀山市告示第221号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中「氏名 ㊟」を「氏名」に、  
「  
〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕」を  
「  
〔 ※法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名をご記入く  
ださい。また、本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。 〕」

に改める。

（亀山市市民参画協働事業推進補助金交付要綱の一部改正）

第28条 亀山市市民参画協働事業推進補助金交付要綱（平成18年亀山市告示第16号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

（亀山市麻しん及び風しん予防接種費用助成金交付要綱の一部改正）

第29条 亀山市麻しん及び風しん予防接種費用助成金交付要綱（平成18年亀山市告示第40号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「氏名 ㊟」を

「氏名  
に改める。

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」

（亀山市インフルエンザ予防接種費用助成金交付要綱の一部改正）

第30条 亀山市インフルエンザ予防接種費用助成金交付要綱（平成18年亀山市告示第41号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「氏名 ㊟」を

「氏名  
に改める。

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」

様式第2号中「医師名 ㊟」を

「医師名  
に改める。

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」

（亀山市ファミリーサポートセンター事業実施要綱の一部改正）

第31条 亀山市ファミリーサポートセンター事業実施要綱（平成18年亀山市告示第44号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号及び様式第5号中「氏名 ㊟」を

「氏名  
に改める。

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」

( 亀山市成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部改正)

第 3 2 条 亀山市成年後見制度利用支援事業実施要綱 (平成 1 8 年  
亀山市告示第 9 9 号) の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中 「 氏 名 ⑩ を  
電話番号 」

「 氏 名  
電話番号 に改める。

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」

( 亀山市木造住宅耐震補強計画事業補助金交付要綱の一部改正)

第 3 3 条 亀山市木造住宅耐震補強計画事業補助金交付要綱 (平成  
1 8 年亀山市告示第 1 0 2 号) の一部を次のように改正する。

様式第 1 号及び様式第 2 号中 「 氏 名 ⑩  
電話番号 」

「 氏 名  
電話番号 を に改める。

※本人 (代表者) が署名しない場合は、記名押印  
してください。」

( 亀山市防犯行政無線固定局スピーカー使用要綱の一部改正)

第 3 4 条 亀山市防犯行政無線固定局スピーカー使用要綱 (平成 1 8  
年亀山市告示第 1 1 4 号) の一部を次のように改正する。

別記様式中 「 氏名 ⑩ 」 を

「 氏名 に改める。

※署名しない場合は、記名押印してください。」

( 亀山市障害者地域活動支援事業実施要綱の一部改正)

第 3 5 条 亀山市障害者地域活動支援事業実施要綱 (平成 1 8 年亀  
山市告示第 1 1 8 号の 3) の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中 「 氏 名 ⑩ 」 を

「 氏 名 に改める。

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」

( 亀山市重度障がい者等日常生活用具給付事業実施要綱の一部改  
正)

第 3 6 条 亀山市重度障がい者等日常生活用具給付事業実施要綱  
(平成 1 8 年亀山市告示第 1 1 8 号の 4) の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中 「氏 名」 を「氏 名」に、「 電話番号」  
⑩」

「 電話番号」 に改める。  
を ※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」

(亀山市タクシー料金助成事業実施要綱の一部改正)

第 3 7 条 亀山市タクシー料金助成事業実施要綱 (平成 1 9 年亀山市告示第 4 2 号) の一部を次のように改正する。

別記様式中「⑩」を削る。

(亀山市公園等環境美化ボランティア推進事業実施要綱の一部改正)

第 3 8 条 亀山市公園等環境美化ボランティア推進事業実施要綱 (平成 1 9 年亀山市告示第 4 7 号) の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「代表者の氏名 ⑩」を

「代表者の氏名」 に改める。  
※代表者が署名しない場合は、記名押印してください。」

様式第 3 号中「⑩」を削る。

様式第 4 号及び様式第 5 号中「代表者の氏名 ⑩」を

「代表者の氏名」 に改める。  
※代表者が署名しない場合は、記名押印してください。」

(亀山市障害者等就職支度金支給事業実施要綱の一部改正)

第 3 9 条 亀山市障害者等就職支度金支給事業実施要綱 (平成 2 0 年亀山市告示第 5 号) の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「⑩」を削り、

「 生年月日 年 月 日生」を

「 生年月日 年 月 日生」に改める。

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」

様式第 3 号中「 氏名 ⑩」を



(平成20年亀山市告示第71号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「氏名 ㊟」を  
「氏名  
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」に改める。

(亀山市防犯カメラ等録画情報の管理及び利用に関する要綱の一部改正)

第43条 亀山市防犯カメラ等録画情報の管理及び利用に関する要綱(平成20年亀山市告示第114号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号、様式第4号及び様式第6号中「㊟」を削る。

(亀山市後期高齢者医療保険一日人間ドック事業実施要綱の一部改正)

第44条 亀山市後期高齢者医療保険一日人間ドック事業実施要綱(平成20年亀山市告示第125号)の一部を次のように改正する。

別記様式中 

受診者氏名	印
-------	---

 を

受診者氏名	
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。	

 に改める。

(亀山市後期高齢者医療保険脳ドック事業実施要綱の一部改正)

第45条 亀山市後期高齢者医療保険脳ドック事業実施要綱(平成20年亀山市告示第126号)の一部を次のように改正する。

別記様式中 

受診者氏名	印
-------	---

 を

受診者氏名	
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。	

 に改める。

(亀山市妊婦一般健康診査県外受診費助成金交付要綱の一部改正)

第46条 亀山市妊婦一般健康診査県外受診費助成金交付要綱(平成21年亀山市告示第35号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「氏名 ㊟」を

「氏名 ㊟」に改める。  
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」

様式第2号中「担当医師名 ㊟」を

「担当医師名 ㊟」に改める。  
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」

(亀山市土地改良事業補助金交付要綱の一部改正)

第47条 亀山市土地改良事業補助金交付要綱(平成21年亀山市告示第37号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」を削る。

(亀山市農林業施設原材料等支給要綱の一部改正)

第48条 亀山市農林業施設原材料等支給要綱(平成21年亀山市告示第38号)の一部を次のように改正する。

「申請者(受益者)  
住所  
氏名 ㊟ を  
電話」  
「申請者(受益者)  
住所  
氏名 に、  
電話

※本人(代表者)が署名しない場合は、記名押印してください。」

「7 原材料等の受領代表者 住所  
氏名 ㊟ を 住所  
電話」 「7 原材料等の受領代表者 住所  
氏名  
電話」

に改める。

様式第3号中「㊟」を削る。

(亀山市利用間伐事業等補助金交付要綱の一部改正)

第49条 亀山市利用間伐事業等補助金交付要綱(平成21年亀山市告示第84号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第5号及び様式第7号を次のように改める。

様式第1号（第7条関係）

利用間伐事業等補助金交付申請書

年 月 日

亀山市長 様

住 所

氏 名 ※

（法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

年度において、別紙計画表のとおり利用間伐事業等を行いますので、亀山市利用間伐事業等補助金交付要綱第7条の規定により、年度亀山市利用間伐事業等補助金を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 金 円

2 関係書類

- (1) 計画表(様式第2号)
- (2) 位置図・施業予定図
- (3) 委任状(様式第3号。代理による申請の場合のみ)
- (4) その他市長が必要と認める書類

※申請者が法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。



様式第 5 号（第 9 条関係）

利用間伐事業等変更申請書

年 月 日

亀山市長 様

住 所

氏 名 ※

（法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付亀山市指令第 号で交付決定のあった  
年度亀山市利用間伐事業等について、その内容を別紙計画表のと  
おり変更したいので、亀山市利用間伐事業等補助金交付要綱第 9 条第  
1 項の規定により 年度亀山市利用間伐事業等補助金の交付  
決定内容を変更されたく関係書類を添えて申請します。

1 交付変更申請額	金	円
	（ 既決定額 金 円 ）	
	（ 差引増減額 金 円 ）	

2 関係書類

- (1) 計画表(様式第 2 号)
- (2) 位置図・施業予定図
- (3) その他市長が必要と認める書類

※申請者が法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、  
本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。

様式第7号（第10条関係）

利用間伐事業等実績報告書

年 月 日

亀山市長 様

住 所

氏 名 ※

（法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付亀山市指令亀森第 号で交付決定を受けた 年度利用間伐事業等が完了したので次のとおり実績報告いたします。

1 交付決定を受けた額 金 円

2 関係書類

- (1) 造林補助事業完了検査調書、造林補助事業補助金指令内訳書等、県の補助金の額等がわかる書類の写し(第4条第1号及び第2号に該当する事業の場合)
- (2) 内訳表(様式第8号)
- (3) 位置図・実測施業図
- (4) 施業前・施業後の写真
- (5) 搬出した間伐材の材積等がわかる書類の写し(第4条第3号に該当する事業の場合)
- (6) その他市長が必要と認める書類

※申請者が法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。

( 亀山市国民健康保険税条例第 28 条第 1 項第 1 号該当者に係る  
減免取扱要綱の一部改正)

第 50 条 亀山市国民健康保険税条例第 28 条第 1 項第 1 号該当者  
に係る減免取扱要綱(平成 21 年亀山市告示第 118 号)の一部  
を次のように改正する。

様式第 1 号中「 氏名 ㊟」を

「 氏名

に改める。

(※本人が署名しない場合は、記名押印してください。)

( 亀山市公共下水道排水設備工事の適正な施行に関する要綱の一  
部改正)

第 51 条 亀山市公共下水道排水設備工事の適正な施行に関する要  
綱(平成 21 年亀山市告示第 122 号)の一部を次のように改正  
する。

様式第 1 号中「申請者 住所  
氏名 ㊟」を

「申請者 住所(所在地)  
氏名(名称及び代表者名)」に、

「 工事施行者 住所  
(指定工事店) 氏名 ㊟ を  
電話番号 」

「 工事施行者 住所(所在地)  
(指定工事店) 氏名(名称及び代表者名)  
電話番号

に改める。

※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、  
本人(代表者)が署名しない場合は、記名押印してください。」

( 亀山市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱  
の一部改正)

第 52 条 亀山市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実  
施要綱(平成 22 年亀山市告示第 47 号)の一部を次のように改  
正する。

様式第 1 号中「氏名 ㊟」を「氏名」に、「 対象者との続柄」

「 対象者との続柄  
を

に改める。

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」

(亀山市在宅重度知的障がい者等住宅改修工事補助金交付要綱の一部改正)

第53条 亀山市在宅重度知的障がい者等住宅改修工事補助金交付要綱(平成22年亀山市告示第48号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中 「氏名  
続柄」を

「氏名  
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」に改める。  
続柄」

様式第4号中 「氏名」を

「氏名  
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」に、

「確認者」を「確認者」に改める。

様式第6号中 「氏名」を

「氏名  
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」に改める。

(亀山市視覚障がい者等生活訓練事業実施要綱の一部改正)

第54条 亀山市視覚障がい者等生活訓練事業実施要綱(平成22年亀山市告示第52号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中 「氏名  
利用者との続柄」を

「氏名  
利用者との続柄  
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」に改める。

(亀山市市道等維持管理工事補助金交付要綱の一部改正)

第55条 亀山市市道等維持管理工事補助金交付要綱(平成22年亀山市告示第56号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号及び様式第4号中 「自治会長」を

「自治会長  
※自治会長が署名しない場合は、記名押印してください。」に改める。

(亀山市全国大会出場旅費補助金交付要綱の一部改正)

第56条 亀山市全国大会出場旅費補助金交付要綱（平成22年亀山市告示第60号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「氏名 ㊟」を

「氏名  
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」に改める。

様式第3号中「㊟」を削る。

（亀山市市道草刈活動支援事業実施要綱の一部改正）

第57条 亀山市市道草刈活動支援事業実施要綱（平成22年亀山市告示第64号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「代表者氏名 ㊟」を

「代表者氏名  
※代表者が署名しない場合は、記名押印してください。」に改める。

（亀山市母子家庭等高等職業訓練給付金事業実施要綱の一部改正）

第58条 亀山市母子家庭等高等職業訓練給付金事業実施要綱（平成22年亀山市告示第66号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号、様式第4号及び様式第6号中

「住所  
氏名 ㊟」を

「住所  
氏名」に改める。

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」

（亀山市母子家庭等高等職業訓練修了支援給付金事業実施要綱の一部改正）

第59条 亀山市母子家庭等高等職業訓練修了支援給付金事業実施要綱（平成22年亀山市告示第67号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中「住所  
氏名 ㊟」を

「住所  
氏名」に改める。

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」

（亀山市空き家情報バンク制度実施要綱の一部改正）

第60条 亀山市空き家情報バンク制度実施要綱（平成23年亀山市告示第42号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「氏名 ⑩」を「氏名」に、  
「電話番号（ ） — 」を  
「電話番号（ ） — に改める。  
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」

様式第4号及び様式第5号中「氏名 ⑩」を  
「氏名 に改める。  
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」

様式第7号中「氏名 ⑩」を  
電話番号（ ） — 」を  
「氏名 ⑩」を  
電話番号（ ） — に、「氏名 ⑩」を  
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」

「氏名 に改める。  
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」

様式第9号中「氏名 ⑩」を  
「氏名 に改める。  
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」

（亀山市税関係証明書等の交付等に関する事務取扱要綱の一部改正）

第61条 亀山市税関係証明書等の交付等に関する事務取扱要綱（平成23年亀山市告示第62号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「及び押印」を「又は記名押印」に改める。  
（亀山市排水設備設置義務免除取扱要綱の一部改正）

第62条 亀山市排水設備設置義務免除取扱要綱（平成23年亀山市告示第194号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号、様式第4号及び様式第6号から様式第8号までの規定中

「申請者 住所  
氏名 ⑩ を  
〔 法人にあっては、事務又は事業所の所在地、  
名称及び代表者の氏名 〕」

「申請者 住所（所在地）.....

氏名（名称及び代表者名）.....

（電話番号.....）に改める。

※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、  
本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。」

（亀山市耕作放棄地解消事業補助金交付要綱の一部改正）

第63条 亀山市耕作放棄地解消事業補助金交付要綱（平成24年  
亀山市告示第78号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削り、

「〔団体等にあつては、事務又は事業所の所在地、  
名称及び代表者の氏名〕」を

「〔※団体等にあつては、事務又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名  
※本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。〕」

に改める。

（亀山市農地利用集積推進補助金交付要綱の一部改正）

第64条 亀山市農地利用集積推進補助金交付要綱（平成24年亀  
山市告示第80号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中 「氏名.....㊟  
〔集落営農組織にあつては、事務又は事  
業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕」を

「氏名又は名称  
及び代表者名

※集落営農組織にあつては、事務又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名  
※本人（代表者）が署名しない場合は、  
記名押印してください。」に改める。

（亀山市道路環境美化ボランティア推進事業実施要綱の一部改正）

第65条 亀山市道路環境美化ボランティア推進事業実施要綱（平  
成24年亀山市告示第83号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削り、「電話番号」を

「電話番号.....」に改める。  
※代表者が署名しない場合は、記名押印してください。」

様式第5号中「代表者の氏名.....㊟」を

「代表者の氏名」に改める。  
※代表者が署名しない場合は、記名押印してください。」

様式第7号中「代表者の氏名 ㊟」を

「代表者の氏名」に改める。  
※代表者が署名しない場合は、記名押印してください。」

(亀山市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱の一部改正)

第66条 亀山市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱(平成24年亀山市告示第102号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中「氏名 ㊟」を「氏名」に

「(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)」を

「

※法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名をご記入ください。また、本人(代表者)が署名しない場合は、記名押印してください。
---

」に改める。

(亀山市市民活動応援交付金交付要綱の一部改正)

第67条 亀山市市民活動応援交付金交付要綱(平成25年亀山市告示第97号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「㊟」を削る。

様式第4号及び様式第5号中「代表者氏名 ㊟」を

「代表者氏名」に改める。  
※代表者が署名しない場合は、記名押印してください。」

様式第7号中「代表者 ㊟」を

「代表者」に改める。  
※代表者が署名しない場合は、記名押印してください。」

様式第9号中「代表者氏名 ㊟」を

「代表者氏名」に改める。  
※代表者が署名しない場合は、記名押印してください。」

(亀山市市民活動応援交付金交付要綱の一部を改正する告示の一部改正)



第 6 8 条 亀山市市民活動応援交付金交付要綱の一部を改正する告示（令和 2 年亀山市告示第 1 7 0 号）の一部を次のように改正する。

様式第 8 号の次に 2 様式を加える規定中「代表者 ㊟」を「代表者 \_\_\_\_\_」に改める。

※代表者が署名しない場合は、記名押印してください。」

（亀山市コミュニティ助成事業補助金交付要綱の一部改正）

第 6 9 条 亀山市コミュニティ助成事業補助金交付要綱（平成 2 5 年亀山市告示第 1 2 4 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号、様式第 3 号及び様式第 4 号中「代表者名 ㊟」を「代表者名 \_\_\_\_\_」に改める。

※代表者が署名しない場合は、記名押印してください。」

（亀山市創業・再挑戦資金融資制度保証料補給要綱の一部改正）

第 7 0 条 亀山市創業・再挑戦資金融資制度保証料補給要綱（平成 2 5 年亀山市告示第 1 2 9 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号及び様式第 3 号中「氏名 ㊟」を「氏名」に、「（法人にあっては、主たる事務所 \_\_\_\_\_ を所在地、名称及び代表者の氏名）」

「 \_\_\_\_\_」に改める。  
※法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名をご記入ください。また、本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。」

（亀山市地域活性化支援事業補助金交付要綱の一部改正）

第 7 1 条 亀山市地域活性化支援事業補助金交付要綱（平成 2 6 年亀山市告示第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「 \_\_\_\_\_ 代 表 者 名 \_\_\_\_\_ ㊟」を「 \_\_\_\_\_ 代 表 者 名 \_\_\_\_\_」に改める。

※代表者が署名しない場合は、記名押印してください。」

（亀山市ロタウイルス予防接種費用助成金交付要綱の一部改正）

第 7 2 条 亀山市ロタウイルス予防接種費用助成金交付要綱（平成 2 6 年亀山市告示第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「氏名 ㊟」を「 \_\_\_\_\_」に改める。

「氏名  
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」に改める。

様式第 2 号中「氏名 印」を

「氏名  
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」に改める。

( 亀山市生活困窮者住居確保給付金支給要綱の一部改正)

第 7 3 条 亀山市生活困窮者住居確保給付金支給要綱（平成 2 7 年  
亀山市告示第 1 3 5 号）の一部を次のように改正する。

様式第 8 号、様式第 1 1 号、様式第 1 3 号、様式第 1 4 号、様  
式第 1 6 号及び様式第 1 8 号中「印」を削る。

( 亀山市り災証明書交付要綱の一部改正)

第 7 4 条 亀山市り災証明書交付要綱（平成 2 8 年亀山市告示第 4 1  
号）の一部を次のように改正する。

別記様式中

氏 名	印
(現在の連絡先)	
(フリガナ)	
(申請者と同じ場合は記載不要です。)	
	印

を

「氏 名  
※署名しない場合は、記名押印してください。  
(現在の連絡先)  
(フリガナ)  
(申請者と同じ場合は記載不要です。)

に改める。」

( 亀山市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱の一部改正)

第 7 5 条 亀山市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱（平成  
2 8 年亀山市告示第 9 7 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号及び様式第 4 号中「申請者氏名 印」を

「申請者氏名  
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」に改める。

様式第 5 号中「氏名」を

「氏名  
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」に改める。

様式第 8 号及び様式第 1 1 号中「申請者氏名 印」を

「申請者氏名  
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」に改める。

様式第 1 2 号中「住所  
氏名」を

「住所  
氏名  
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」に改める。

様式第 1 3 号中「氏名 印」を

「氏名  
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」に改める。

(亀山市老人クラブ事業助成金交付要綱の一部改正)

第 7 6 条 亀山市老人クラブ事業助成金交付要綱（平成 2 8 年亀山市告示第 9 8 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号及び様式第 3 号中「㊟」を削り、「代表者電話番号」  
を「代表者電話番号」に改める。  
※代表者が署名しない場合は、記名押印してください。」  
る。

(亀山市婚活支援事業補助金交付要綱の一部改正)

第 7 7 条 亀山市婚活支援事業補助金交付要綱（平成 2 9 年亀山市告示第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号、様式第 5 号及び様式第 8 号中

「所在  
名称及び代表者名 印」を

「住所又は所在  
氏名又は名称  
及び代表者名」に

※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。」

改める。

（亀山市下水道用マンホール蓋の表面デザイン使用に関する要綱の一部改正）

第78条 亀山市下水道用マンホール蓋の表面デザイン使用に関する要綱（平成29年亀山市告示第38号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第4号及び様式第5号中

「住所又は所在地

申請者氏名

（法人にあつては、名称及び代表者氏名） を

⑩

電話番号」

「申請者 住所（所在地）.....

氏名（名称及び代表者名）.....

（電話番号） に改める。

※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。」

（亀山市地域まちづくり交付金交付要綱の一部改正）

第79条 亀山市地域まちづくり交付金交付要綱（平成29年亀山市告示第49号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号、様式第4号、様式第6号、様式第8号及び様式第10号中「 代表者名 印」を

「 代表者名

※代表者が署名しない場合は、記名押印してください。」 に改める。

（亀山市創業資金利子補給金交付要綱の一部改正）

第80条 亀山市創業資金利子補給金交付要綱（平成29年亀山市告示第50号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中「氏名 ⑩」を「氏名」に、

「（法人にあつては、主たる事務所  
の所在地、名称及び代表者の氏名）」を

「

※法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名をご記入ください。また、本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。	}	に改める。
---	---	-------

」

（亀山市避難行動要支援者名簿の作成等に関する要綱の一部改正）

第81条 亀山市避難行動要支援者名簿の作成等に関する要綱（平成29年亀山市告示第116号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「氏名 ㊟」を

「氏名  
に改める。  
※署名しない場合は、記名押印してください。」

（亀山市市街地再開発事業等補助金交付要綱の一部改正）

第82条 亀山市市街地再開発事業等補助金交付要綱（平成29年亀山市告示第153号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「住所」を「住所又は所在地」

「氏名 ㊟  
に、  
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）」

「氏名又は名称及び代表者名  
に改める。  
※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。」

（亀山市産婦健康診査県外等受診費助成金交付要綱の一部改正）

第83条 亀山市産婦健康診査県外等受診費助成金交付要綱（平成30年亀山市告示第48号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「氏名 ㊟」を

「氏名  
に改める。  
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」

様式第2号中「担当医師名 印」を

「担当医師名  
に改める。  
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」

（亀山市新生児聴覚スクリーニング検査費助成金交付要綱の一部改正）

第84条 亀山市新生児聴覚スクリーニング検査費助成金交付要綱（平成30年亀山市告示第49号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「氏名 ㊟」を  
「氏名 〇」に改める。  
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」

様式第2号及び様式第3号中「担当医師名 ㊟」を  
「担当医師名 〇」に改める。  
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」

(亀山市予防接種県外接種費助成金交付要綱の一部改正)

第85条 亀山市予防接種県外接種費助成金交付要綱(平成30年  
亀山市告示第66号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「氏名 ㊟」を  
「氏名 〇」に改める。  
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」

様式第2号中「氏名 ㊟」を  
「氏名 〇」に改める。  
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」

(亀山市空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱の一部改正)

第86条 亀山市空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱(平成30  
年亀山市告示第92号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号、様式第4号及び様式第6号中  
「氏名 ㊟」を「氏名」に、  
「

「	〔	法人にあつては、主たる事務所の	〕	を	」	」
		所在地、名称及び代表者の氏名				

」を  
「

「	〔	※法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者	〕	」	」	に改める。
		の氏名をご記入ください。また、本人(代表者)が署名				
		しない場合は、記名押印してください。				

」

(亀山市ヘリコバクター・ピロリ除菌治療費助成金交付要綱の一部改正)

第87条 亀山市ヘリコバクター・ピロリ除菌治療費助成金交付要  
綱(平成30年亀山市告示第110号)の一部を次のように改正  
する。

別記様式中「氏名 印」を

「氏名」に改める。  
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」

(亀山市空き家情報バンク活用促進事業補助金交付要綱の一部改正)

第88条 亀山市空き家情報バンク活用促進事業補助金交付要綱(平成30年亀山市告示第112号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中「㊟」を削り、「電話番号」を「電話番号」に改める。  
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」

(亀山市移住促進のための空き家リフォーム支援事業費補助金交付要綱の一部改正)

第89条 亀山市移住促進のための空き家リフォーム支援事業費補助金交付要綱(平成30年亀山市告示第113号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第2号、様式第4号、様式第6号、様式第8号、様式第9号及び様式第11号中「㊟」を削り、「電話番号」を「電話番号」に改める。  
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」

(亀山市特別の理由による任意予防接種費用助成金交付要綱の一部改正)

第90条 亀山市特別の理由による任意予防接種費用助成金交付要綱(平成30年亀山市告示第136号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「氏名 ㊟」を「氏名」に改める。  
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」

様式第2号中「医師名 ㊟」を「医師名」に改める。  
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」

様式第3号中「氏名 ㊟」を

「氏名  
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」に改める。

(亀山市市街地再開発事業組合等資金貸付金貸付要綱の一部改正)  
第91条 亀山市市街地再開発事業組合等資金貸付金貸付要綱(平成31年亀山市告示第16号)の一部を次のように改正する。

「住所

様式第1号及び様式第5号中 氏名 ㊟ を  
(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)」

「住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名  
※法人の場合は、記名押印してください。 に改める。  
法人以外であっても、本人(代表者)が署名  
しない場合は、記名押印してください。」

様式第6号中「代表者氏名 ㊟」を

「代表者氏名

※法人の場合は、記名押印してください。 に改め、「氏名 ㊟」を  
法人以外であっても、本人(代表者)が署名  
しない場合は、記名押印してください。」

「氏名

※法人の場合は、記名押印してください。 に改める。  
法人以外であっても、本人(代表者)が署名  
しない場合は、記名押印してください。」

「住所

様式第8号及び様式第10号中 氏名 ㊟  
(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)」

「住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名  
を ※法人の場合は、記名押印してください。 に改める。  
法人以外であっても、本人(代表者)が署名  
しない場合は、記名押印してください。」

(亀山市身体障がい者訪問入浴サービス事業実施要綱の一部改正)  
第92条 亀山市身体障がい者訪問入浴サービス事業実施要綱(平



成 3 1 年 亀 山 市 告 示 第 3 8 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

様 式 第 1 号 中 「 氏 名 ⑩ 」 を

「 氏 名

※ 本 人 が 署 名 し な い 場 合 は 、 記 名 押 印 し て く だ さ い。」 に、

様 式 第 3 号 中 「 氏 名 印 」 を

「 氏 名

※ 本 人 が 署 名 し な い 場 合 は 、 記 名 押 印 し て く だ さ い。」 に 改 め る。

( 亀 山 市 ブ ロ ッ ク 塀 等 撤 去 支 援 事 業 補 助 金 交 付 要 綱 要 綱 の 一 部 改 正 )

第 9 3 条 亀 山 市 ブ ロ ッ ク 塀 等 撤 去 支 援 事 業 補 助 金 交 付 要 綱 ( 平 成 3 1 年 亀 山 市 告 示 第 3 9 号 ) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

様 式 第 1 号 及 び 様 式 第 2 号 中 「 ⑩ 」 を 削 り 、 「 電 話 番 号 」 を

「 電 話 番 号

※ 本 人 が 署 名 し な い 場 合 は 、 記 名 押 印 し て く だ さ い。」 に 改 め る。

( 亀 山 市 住 宅 取 得 支 援 事 業 補 助 金 交 付 要 綱 の 一 部 改 正 )

第 9 4 条 亀 山 市 住 宅 取 得 支 援 事 業 補 助 金 交 付 要 綱 ( 平 成 3 1 年 亀 山 市 告 示 第 5 9 号 ) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

様 式 第 1 号 及 び 様 式 第 2 号 中 「 印 」 を 削 り 、 「 電 話 番 号 」 を

「 電 話 番 号

※ 本 人 が 署 名 し な い 場 合 は 、 記 名 押 印 し て く だ さ い。」 に 改 め る。

( 亀 山 市 ジ フ テ リ ア 百 日 せ き 破 傷 風 混 合 予 防 接 種 費 用 助 成 金 交 付 要 綱 の 一 部 改 正 )

第 9 5 条 亀 山 市 ジ フ テ リ ア 百 日 せ き 破 傷 風 混 合 予 防 接 種 費 用 助 成 金 交 付 要 綱 ( 令 和 2 年 亀 山 市 告 示 第 4 0 号 ) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

様 式 第 1 号 及 び 様 式 第 2 号 中 「 氏 名 ⑩ 」 を

「 氏 名

※ 本 人 が 署 名 し な い 場 合 は 、 記 名 押 印 し て く だ さ い。」 に 改 め る。

( 亀 山 市 三 重 県 移 住 ・ 就 業 マ ッ チ ン グ サ イ ト 支 援 事 業 に お け る 移 住 支 援 金 交 付 要 綱 の 一 部 改 正 )

第 9 6 条 亀山市三重県移住・就業マッチングサイト支援事業における移住支援金交付要綱（令和 2 年亀山市告示第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号、様式第 2 号及び様式第 6 号中「㊟」を削り、「電話番号」を「電話番号 ※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」に改める。

（亀山市新型コロナウイルス感染症対策経営向上サポート事業補助金交付要綱の一部改正）

第 9 7 条 亀山市新型コロナウイルス感染症対策経営向上サポート事業補助金交付要綱（令和 2 年亀山市告示第 1 1 2 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号、様式第 6 号及び様式第 1 0 号から様式第 1 2 号までの規定中「代表者職氏名 印」を

「代表者職氏名 ※代表者が署名しない場合は、記名押印してください。」に改める。

（中小法人等向け亀山版持続化給付金交付要綱の一部改正）

第 9 8 条 中小法人等向け亀山版持続化給付金交付要綱（令和 2 年亀山市告示第 1 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「代表者氏名 ㊟」を

「代表者氏名 ※代表者が署名しない場合は、記名押印してください。」に改める。

（個人事業者向け亀山版持続化給付金交付要綱の一部改正）

第 9 9 条 中小法人等向け亀山版持続化給付金交付要綱（令和 2 年亀山市告示第 1 1 5 号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「氏名 ㊟」を

「氏名 ※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」に改める。

（亀山市空き家対策総合支援事業補助金交付要綱の一部改正）

第 1 0 0 条 亀山市空き家対策総合支援事業補助金交付要綱（令和

2年亀山市告示第118号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第5号までの規定中「㊟」を削り、「電話番号」を「電話番号」に改める。  
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」

(亀山市地域介護予防活動支援事業補助金交付要綱の一部改正)  
第101条 亀山市地域介護予防活動支援事業補助金交付要綱(令和2年亀山市告示第130号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「代表者」を「代表者」に改める。  
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。」

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。